

北海道立アイヌ民族文化研究センター運営協議会設置要綱

第1 目的

北海道立アイヌ民族文化研究センター（以下「研究センター」という。）の円滑な運営を図るため、北海道立アイヌ民族文化研究センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

第2 所掌

運営協議会は、次の事項に関し協議を行い、研究センター所長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 研究センターの運営のあり方に関すること。
- (2) 研究センターの事業計画及び事業の推進に関すること。
- (3) その他研究センターの運営上必要な事項に関すること。

第3 委員

- (1) 運営協議会の委員は、10名以内とする。
- (2) 委員は、研究センター所長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 委員が任期中に退任し、新たに後任者が就任した場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4 役員

- (1) 運営協議会に委員長及び副委員長1名を置く。
- (2) 委員長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- (4) 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を行う。

第5 招集

運営協議会は、研究センター所長が招集する。

第6 庶務

運営協議会に関する庶務は、研究センターにおいて処理する。

第7 雑則

この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成6年8月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成7年11月28日から施行する。